

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 生 野 警 察 署 協 議 会
開催日時		令和5年12月11日（月） 午後3時30分から 午後5時までの間
開催場所		生野区民センター 201号会議室
出席者	委 員	黒畑会長 北口副会長 木村委員 山田委員 寺井委員 井上委員 京極委員 伊藤委員 松崎委員 井上（美）委員
	警 察	署長 副署長 総務課長 留置管理課長 会計課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 交通課長代理 広聴相談係長 交通総務係長 交通規制係長
議 事 概 要		1 会長挨拶 本日は、お忙しい中、生野警察署協議会に御出席していただき、誠にありがとうございます。 本年は、3名の新たな役員が入れ替わり、新体制として第一回第二回となるにつれ、各委員の皆様からの意見要望をもって、充実した協議会になっていることをとても嬉しく思います。 さて世間では、特殊詐欺といった高齢者を狙った犯罪が多発している状況であり、この年の瀬にはさらに多発するのではないかと危惧しているところであります。 私を含め、この協議会で特殊詐欺等に対する知識や防犯対策等を協議していただき、地域住民の方に還元していかなければならないと強く思います。 本日、皆様方には、忌憚のない御意見や御要望を述べていただき、意義のある協議会とすることが、安全で安心な街生野区を作り上げるための力になると思いますのでどうかよろしく願いいたします。 簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。 2 署長挨拶 お忙しい中、会長以下委員の皆様方には、年末の多忙な時期にも関わらず、当協議会に御出席していただき、誠にありがとうございます。 平素は、生野警察署の様々な活動に深い御理解と御協力を賜りまして

議 事 概 要

誠にありがとうございます。重ねて御礼申し上げます。

さて、今年も残すところ3週間程となり、歳末警戒の真っ只中であり
ますけども、私は今年の3月に着任しましたが、1年を通して様々な事
件事故が発生しまして、我々の活動としても十分に行き届いていなかっ
たのではないかと反省しているところであります。

平素から、私より署員に対して、3点の業務方針を示しています。

- 1 府民のための仕事をする事
- 2 積極的、前向きな仕事をする事
- 3 署一丸となって仕事をする事

を示して業務を推進してきました。

府民のための仕事という意味では、府民の方からの御意見・御要望・
困りごとをお伺いして、そういったことを業務に反映していきたいと思
います。

警察として何ができるのか、何をすべきなのかということを考えなが
ら仕事をさせてきましたし、これからもそういった形で進めていきたい
と思っていますので、本日は協議会の委員の皆様には忌憚のない御意
見・御指摘をしていただくことで、生野警察の業務を府民の皆様のため
になるようにしていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

3 交通事故状況等について（交通課長）

- ・ 死亡事故の発生件数
- ・ 人身事故件数、管内の発生状況（特徴）

4 犯罪発生状況等について（生活安全課長）

(1) 管内犯罪発生状況等について

- ・ 車両関連事件の認知・検挙件数・防犯指導等
- ・ 性犯罪の発生状況等

(2) 特殊詐欺事犯について

- ・ 認知・検挙件数・特殊詐欺の種別
- ・ 特殊詐欺被害に遭わないための防犯指導

5 質疑応答

(1) 自転車に対する啓発について

【委員】

夜間の自転車の無灯火が多くて危険だと思います。

マナー啓発の機会を増やすようにしてほしいです。

【警察】

御指摘のとおり、自転車利用者のマナー違反や夜間の無灯火による
危険な走行があり、交通マナーの啓発活動を強力に推進する必要があります。

生野署では、小中学校や高齢者施設、日本語学校等における交通安全教育を計画しており、また、各種行事やイベント等への参加の機会と併せまして、信号や一時停止の遵守、夜間はもちろんですが薄暮時間帯における早めのライトの点灯を啓発し、自転車利用者のマナー向上に努めて参ります。

(2) 交通事故多発交差点の教示

【委員】

車で通勤しております。より安全な運転を行うにあたり、生野区での交通事故多発路線、交通事故多発交差点を御教示いただければありがたいです。

【警察】

生野署管内の交通事故多発路線や多発交差点を教示していただきたいとの御意見についてお答えします。

お手元の地図を御覧ください

赤いピンは交通死亡事故、青いピンは重傷事故の発生場所を示しています。

交通死亡事故については、5件発生し、7名の方がお亡くなりになっております。

本年2月2日の午前5時30分頃、舍利寺2丁目の大阪環状線（今里筋）北行きにおいて、自動車同士の正面衝突による死亡事故が発生しております。

2件目は、本年3月1日の午後2時48分頃、巽南5丁目の国道479号線（内環状線）の歩道上において、自動車と歩行者の事故で2名が亡くなられた死亡事故が発生しております。

次に、3月20日午後1時9分頃、田島3丁目の大阪環状線（今里筋）の横断歩道上において、自動車と歩行者の事故で2名の高齢者が亡くなられています。

次に、8月28日午後0時35分頃、巽中2丁目の国道479号線（内環状線）の横断歩道上において、大型貨物自動車と歩行者の事故で高齢者1名が亡くなられています。

次に12月2日午前5時27分頃、鶴橋3丁目の大阪市道において、自動車によるひき逃げ事故で歩行者の方が1名亡くなられています。

次に重傷事故についてですが、生野署管内を南北に走る今里筋と内環状線が多く、更に東西に走る勝山通りと交わる大池橋交差点と北巽駅前交差点周辺が多く発生しています。

何れも、車や自転車、歩行者が多く行き来する路線や交差点ですので、運転される際には十分注意していただきたいと思います。

また、幹線道路から中に入った生活道路でも、自転車が飛び出してくる場合も多く、出会い頭の交通事故が発生していますので、お車の運転をされる場合は、十分に注意していただきますようお願いいたします。

(3) 特定交差点の通行について

【委員】

鶴橋3丁目付近の疎開道路沿いの英和信用金庫のある交差点ですが、時間によりますがコリアンタウンに向かう歩行者と帰る歩行者が多く、車の右左折に時間が掛かります。

信号が変わっても歩行者が止まってくれない時もあります。

個々の信号に矢印信号を付けて貰うか、車と歩行者の分離信号に替えて貰う事は出来ないでしょうか。

【警察】

御指摘の交差点は、七福筋交差点となり、信号を無視する歩行者も見受けられます。

歩行者の信号無視については、七福筋交差点を警察署の指定交差点に設定しており、朝夕の交差点立番や赤灯をつけたパトカーによるレッド走行を通じて、積極的にルールの遵守を指導していきます。

一方、車が進めない問題についてですが、東方向から七副交差点に向かう道路については一車線しかなく、また歩行者の通行量によっては、東から北への右折待ちの車が止まってしまい、後続の車が進めなくなってしまう場合があります。

この問題につきましては、建設局と協議して、右折レーンを増設することとしました。これにより、右折する車と直進左折する車が分離されることから、渋滞緩和につながると思われますので、現段階では、信号の表示変更ではなく、道路の通行区分の変更で対応することになっています。

(4) 特定交差点の信号表記について

【委員】

御勝山南公園北東角の勝山通りの交差点ですが、あの歩行者信号が全て青になるのを分けてもらえないでしょうか。

以前、別の信号の事で難しいという回答をしておられたと思うのですが、全ての信号が青になっていると、例えば私が北へ横断しようと交差点に入った時、いきなり東側から自転車が飛び出してきて当たりそうになったりすることがあり、危険を感じています。

町会の人のお話でも、実際、警察に事故の届け出はしてないけど接触して怪我をしている人がいるという話を耳にしているとのこと。

色んな交通ルール等があっても、この様な形になっているのは分かるのですが、やはり東西なら東西、南北なら南北で分けていただいた方が高齢者等にとってはありがたいので検討していただきたいです。

【警察】

御指摘の交差点については、歩行者用信号が全方向青色となるタイミングを設定しています。これは、交差点の南北の道路についてはそれぞれ北への一方通行、南への一方通行となっており、車の交通量が

比較的少ないことから、歩行者や自転車の利便性を考えて、その様に信号規制をしています。

東西・南北、それぞれの歩行者用信号を交互に赤色にしますと、車の通行がないのに自転車や人を待たすことになり、通行の利便性が悪くなったり、信号無視の横断を招くおそれがあり、重大事故の発生も予想されます。

しかし、御指摘のとおり、歩行者用信号が全て青色であるため、歩行者も自転車も縦横無尽に通行できるように思えることから、危険な場合も見受けられます。

ここで、全方向青色になった場合の自転車の正しい通行方法を御説明します。

まず、東西の車道を通行する自転車は、車両用の赤色信号で止まらなければなりませんので、交差点に入ることは出来ません。

次に、東西の歩道を通行する自転車は、青色の歩行者用信号に従い、他の歩行者等に注意して交差点を渡ることが出来ます。

次に北や南方向へ車道を通行する自転車は、車道を走行していますので、車両用信号に従わなければなりません。

その時の車両用信号は赤色の点滅信号ですので、一時停止をして安全を確認した後に交差点を渡ることが出来ます。

以上が自転車利用の正しいルールとなっており、車道を通行する自転車については、車両用信号に従って停車したり、一時停止をしなければなりません。

また自転車の斜め横断は禁止です。

これらのルールを守れば、現状のままの信号規制で利便性を確保しながら、交通事故を防ぐことは可能と考えていますが、現状は、ルールが守られていない状況です。

よって、生野署としましては、まず自転車利用者にこれらの従うべき信号について、基本的なルールを知ってもらい、また守ってもらうために制服の警察官を交差点に配置して、ルール遵守の指導や信号無視等の取締りを行います。指摘をいただき、早速、交通警察官による交差点立番を実施しております。

また、付近の学校や老人施設等に対しても自転車の安全利用に関するチラシを配る等の啓発活動を実施しました。

これからも引き続き、皆様が交差点を安全に通行できるように取り組んで参ります。

(5) 安まちアプリについて

【委員】

安まちアプリでは、アポ電、不審者等が見受けられます。

私もアプリをダウンロードして使用していますが、大変役に立っております。

区民の皆様にも広めていただいて、地域の安全安心に役立てていただきたいと思います。

【警察】

安まちアプリですが、大阪府警察から大阪府内の犯罪発生情報や防犯対策情報等を提供する防犯アプリです。

身近で起きた犯罪を知っていただく、犯罪に遭わない行動をとっていただく、といった防犯効果が期待され、警察施設へのルート、距離や所要時間の教示といった「防犯マップ」の機能が付いており、防犯ブザー機能や専用ボタンからの110番通報もできるものです。

痴漢撃退ブザーは、被害に遭っていることを知らせる画面がスマートフォンに表示され、電車内で痴漢被害に遭遇した場合に、画面を近くの乗客に見せて助けを求めることもできる機能です。

被害防止と犯罪への注意喚起や防犯意識の醸成を目的としており、安心安全なまちづくりにかなり有用なアイテムです。

現在、生野区では、約9,000件の登録があります。

(11月末時点、府では22万件登録あり)

生野警察では署員がアプリのQR登録コードを携帯して街頭活動に従事しており、巡回を含めたあらゆる警戒活動等の場面で普及活動に取り組んでおります。

(6) 少年い集について

【委員】

北巽駅3番出口のローソン近くに夜中、未成年の子供達が集まっている事があります。

【警察】

地域課の重点業務の1つとして、未成年による深夜徘徊の補導は普段から力を入れています。これまでも、今回御指摘のあったコンビニの警戒は行っておりますが、改めて管轄交番やパトカーに対して警戒の強化を指示し、毎日警戒の結果について報告を受けております。

よく姿を見かけたという終電前後の時間帯を中心に警戒を強化しておりますが、これまでのところ少年の姿は確認できていません。

ローソン店員にも状況を確認したところ、い集が多いのは夏で、寒い時期はほとんど集まることはないとのことでしたが、もしお見かけすれば遠慮無く110番や生野署に連絡をください。

すぐに警察官を派遣し適切に対応いたします。

続いて、少年補導後の手続きと健全育成について御説明させていただきます。

補導そのものについては、さきほど御説明したとおり、地域警察官が主に扱い、深夜徘徊以外にも、喫煙、飲酒等に対する補導にも力を入れています。

補導後は、生活安全課の少年係捜査員から、保護者に補導した事実

の連絡を行います。

その際に、深夜徘徊であれば「事件事故に巻き込まれることにもなりますので注意してください。」と指導をさせていただきますし、喫煙や飲酒であれば、「まだ未成年であるので、体にも悪く、他の犯罪に巻き込まれる危険性もあります。また良くない仲間に入れられるといった犯罪被害の要素もあります。」と指導をしています。

補導については、健全育成の観点から、「その少年の非行と捉えること以上に犯罪の被害者にならないように」を重点に、少年本人と保護者の双方に指導や教示をしています。

(7) 警察の受傷事故防止訓練等について

【委員】

最近、けん銃を使用した犯罪や、警察官が発砲する事件が多発していますが、こういった事件に対して、どのような訓練を行ったりしているのでしょうか。

また、最近は、警察官に食ってかかって行く人間もありますが、その状況を見かけた方が、若い警察官が頼りなく見えた等の話を聞いたりもしました。

性格もあるとは思いますが、そういった若い子への教養等について教えて下さい。

【警察】

御指摘のとおり、今年に入り、大阪だけで拳銃使用事案が9件発生しており、そのうち実際に発砲したものが4件、発砲には至っていないものの、相手に向けて拳銃を構えたという事案も5件発生しています。

昨今は、闇バイトによる凶悪犯罪等も多発しており、非常に厳しい治安情勢となっておりますが、こうした状況下で、現場警察官が「頼りなく見える」ことは府民に不安を与えることになると思います。

訓練についての御質問ですが、射撃訓練のほか、危険な現場・荒れた現場での確に拳銃使用の判断ができるよう、実際の現場を想定した「拳銃シミュレーター」というものを使用した訓練があります。

様々なシチュエーションの映像を流し、場面場面での確な使用ができるか、できなかった場合はどこが悪かったかを指導することで、実際の現場での確に拳銃を使用できるような訓練を実施しております。

また、当署の術科指導者が不審者役に扮して交番を襲撃し、的確に対応できるかどうかを確認し、その場で反省検討を行うといった訓練も行っています。

それ以外にも、本部の教養担当者が行う巡回指導では、実際の想定に基づいた様々なパターンのロールプレイング訓練を行っています。

若い警察官が頼りなく見えた、というお話でしたが、ベテランと比較して経験が浅いため、どうしても自信を持った事案執行という点で

は難しい部分があるのは事実です。

若手警察官には様々な現場を経験させ、一日も早く自信を持って事案執行できるよう、我々幹部が責任をもって指導して参ります。

(8) 迷惑駐輪について

【委員】

生野区巽東1丁目2番付近の道路の迷惑駐輪の取締りを引き続きお願いしたいです。

以前お願いしてから少しの間は少なくなった様に感じましたが、現在は、その反動か以前よりも酷くなってしまったように思うのです。

夕方は、塾の生徒も自転車を駐輪し、車が非常に通りにくくなっているのです、よろしくお願いします。

【警察】

前回の協議会で御意見をいただいた際、交通課と地域課で調査・対応させていただきましたが、交通課から道路管理者に確認したところ、この道路に関しては、中央部分は公道であるが、両サイドは私道であり、警察や管理者から依頼があったとしても、撤去等の対応はできないとのことでした。

警察としては、周辺施設に対する移動指示や駐輪禁止の啓発等を行っており、今回御意見をいただいた後も、改めて付近の施設への声掛けを実施しました。

その結果、北側のビルは、これまで1か所だけであった駐輪禁止の掲示を3か所に増やしてくれています。

南側の店舗については、駐車場の管理を行っているのが別業者ということで、駐輪禁止の掲示について、その業者と協議してもらっているところです。

また、駅利用者による駐輪も少なからずあると思いますので、駅にも協力を依頼し、駅構内に駐輪禁止を呼びかける掲示をしてもらえるようお願いをしているところです。

御指摘のありました塾生徒による駐輪については、注意をした直後は減るのですが、すぐに元に戻ってしまうので、継続的に注意するようにいたします。

(9) 警察官の身分確認について

【委員】

私の知人は新今里で店をしており、店の裏が駐輪場で、そこに自費で防犯カメラを設置しております。

以前、その知人の店の近くで事件があった様で、生野警察署の方が防犯ビデオを見せてほしいと言って来られたそうですが、私等は警察手帳が本物かどうか分かりません。

その後、また同じ方が来られたそうですが、その時は手帳を見せてくれなかったそうです。

昨今、特殊詐欺事件が多発しており、警察官騙りか本物の警察官かの判断が付きにくい状況になっているので、来られた方が本当に警察官かどうかを確認するにはどうさせていただいたらよろしいでしょうか。

ぜひ、御教示していただけたらと思います。

【警察】

そういった声があがっているのであれば、大変、御迷惑をおかけして申し訳ありません。

最近、防犯カメラが犯人検挙・事件解決する手段の一つとして大きな役割を担っています。そのため、どうしても、防犯カメラのデータが消去される前にいち早くデータをいただきたいという思いで、捜査に力を注いでいます。

今では、どこの警察署でもほとんどが「直轄警察隊」或いは「本部の犯罪対策戦略本部」という所属に属している警察官が府民の皆さんの家庭を訪れることが多いです。

「直轄警察隊」或いは「犯罪対策戦略本部」という聞き慣れない言葉ですが、防犯カメラの捜査を専門的にやっているところですので、覚えていただけたらと思います。

御質問の件ですが、本当の警察官であるか否か、まず一番はじめに、しっかりと警察手帳を確認してください。

顔写真、名前、階級が分かるようになっています。

そして、警察手帳がなければ、対応していただく必要はありません。

次に、「本当に警察官であるかどうか確認させてください」と言って下さい。

そして、「どこの警察署の方ですか？」「どこの課、係の方ですか？」と聞いてください。

そして、「警察署に確認させてもらいますがいいですか？」と言ってもらえれば、本当の警察官であれば、「確認してください」と堂々と言うはずですが、偽物の警察官であれば、なんらかの理由をつけて、その場からいなくなるでしょうし、相手が何を言おうが、必ず、確認してください。

悩んだり、疑いを持てば、確実に問い合わせてください。

私自身も制服を着て、手帳を見せても信じてもらえないこともありました。

ましてや、今は特殊詐欺等の事件のせいもあって、警察官と言っても信じられない時代となっています。

最後に、今後もますます防犯カメラの捜査というのものが、犯人逮捕の決め手となることは言うまでもありません。

本当に府民の皆さんの協力があってこそ、事件解決にいたることは言うまでもありません。

皆さんの周りの方々にも、「疑いを持てば、必ず、警察署に連絡して確認を」を合い言葉に、「警察のカメラ捜査にはどんどん協力してやってください」と言っていただければ幸いです。

(10) 不法投棄について

【委員】

年末になれば、粗大ごみ等が沢山出るが、不法投棄の山になっている場所がある。

放火の可能性もあるので、不法投棄の対策はどうしているのか。

【警察】

通常勤務を通じて巡回し、不法投棄の現場を発見すれば、関係する役所に連絡し、部内では、本件担当である生活安全課に都度、引継ぎをしています。

(11) ひき逃げを目撃した際の対応等について

【委員】

ひき逃げ事件の目撃者になれば、車両のナンバーを覚えればいいが、犯人を追跡する場合、犯人が信号無視をして逃走すると思うが、その時は追跡する私も信号無視等の交通違反をすれば切符を告知されるのか。

【警察】

犯人を追跡しながら110番通報すれば、110番指令から追跡をしないように言われると思います。

理由としては、犯人を追跡する中で、目撃者が別件の事故の当事者になる危険性があるので、追跡はしない方がいいです。

それよりも、目撃者になれば、事故の状況や車種・ナンバー等を見たまを警察官に伝えて貰えるだけでも助かります。

私人逮捕については、犯人から思わぬ反撃を受けるかもしれないので、控えてほしいです。

(12) ひき逃げの捜査方法について

【委員】

ひき逃げの捜査方法を教えて欲しい。

【警察】

防犯カメラ捜査が、捜査の大部分を占めます。

目撃者を確保しつつ、事故発生現場周辺の防犯カメラ捜査で当該車両の車種やナンバーを特定し、車種・ナンバーが判明すれば車両の所有者等から被疑者を割り出します。

(13) 自転車の通行レーンについて

【委員】

自転車専用レーンのような矢印が、車道上から途切れた時、自転車で車道をそのまま走行してもいいのか。

【警察】

矢印であれば、自転車専用レーンではなく、走行の方向の目安であるので、途切れた時も、そのまま走行してください。

(14) 歩行者の通行について

【委員】

疎開道路（七福筋以北）で車道を歩行者が横断している。

観光客が疎開道路の歩道上からあふれてしまい、車道の路側帯を歩いているのが危ない。

危険なので、歩行者を注意することはできないか。

【警察】

今回の歩道の増設に関しては、管轄が大阪市の建設局になるので、協議会で、府民の要望として挙がっていたとお伝えします。

観光客が路側帯を歩いている件については、パトカーや警察官が通った際は注意します。

自転車に関しては、車両なので車道の左端を走行していただくことになっています。

(15) 運転前のアルコールチェックについて

【委員】

呼気の検査（アルコールチェック）はどこまでの職種が実施しなければならないのか。

【警察】

社用車を利用する職種であれば、呼気の検査（アルコールチェック）については義務化されています。

業務で運転する前は必ず呼気検査を実施してください。

残酒運転になる可能性もあるので、出勤すれば、全員が呼気検査をしてください。

(16) 通報について

【委員】

隣の住人の子供が、うるさいので、警察に通報したら、相手方に通報したことがばれてしまい、関係性が悪くなったりしないのか。

【警察】

通報はしていただいて結構です。

	通報者に関しても、誰が通報したのかは相手方に伝えることはありません。
--	------------------------------------

以 上